

○健康・医療戦略推進法の一部の施行期日を定める政令（平成二十六年政令第二百四号）

内閣は、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

健康・医療戦略推進法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年六月十日とする。